

## 第1章 基本構想の目的

基本構想は、大磯町のめざすべき将来像と、これを実現するための施策の方向を明らかにするものであり、総合的・計画的なまちづくりを進めるための指針とするものです。

また、町民などに対し町政運営の方針を明らかにし、町政に対する理解と協力のもと、町民と行政が協働してまちづくりを進めていく方向性を示すものです。

## 第2章 基本構想の期間

基本構想は、2020年度（平成32年度）を目標年度とし、2006年度（平成18年度）からの15年間とします。

## 第3章 まちの将来像

### 「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」

美しい自然と由緒ある歴史、文化に恵まれた大磯を愛し、誇りを持つことにより、さらに住みよいまちづくりをめざし、「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」をまちの将来像をします。

## 第4章 まちづくりの基本理念

まちの将来像の実現に向け、「自然とくらしとの共生」「手づくりと創造」の2つの基本理念を掲げ、まちづくりを進めます。

### ●自然とくらしとの共生

私たちのまちには、高麗山や鷹取山などの丘陵、こゆるぎの浜などの海辺、花水川や・川などの河川といった豊かな自然があり、町の誇りとなっています。この恵まれた自然環境を次の世代に引き継ぎ、自然と調和したまちづくりを行っていくことは、私たちの使命であり責任でもあります。

私たち一人ひとりが、限りある資源を大切に、環境にやさしい取り組みを進めていくことが、極めて重要になってきます。

これからのまちづくりは、自然や環境との新しいかかわり方のなかで、美しい景観や快適な環境を未来に引き継ぐとともに、大磯で育まれてきた生活文化に、新しい息吹を吹き込みながら、未来につながる自然とくらしとの共生が図れるまちづくりを推進していきます。

### ●手づくりと創造

まちづくりの主役は町民であり、自治の原点でもある町民本位のまちづくりを実行するためには、町民一人ひとりがまちや地域への愛着を持ち、まちづくりに積極的に参加することが重要となってきます。

こうした、町民のまちづくりを支える、地域コミュニティ活動やボランティア活動などの、自主・自立的な活動・活躍の場や仕組みをつくることで、新しい創造性や活力が期待されます。

これからのまちづくりは、こうした町民の力を背景に、情報の共有化を図るとともに、町民、行政、事業者などが協働して、手づくりと創造の協働社会を築き、新しい仕組みや活動を創り出していくことができる、まちづくりを展開していきます。

## 第5章 将来人口

将来人口は、推計値では目標年次の2020年度（平成32年度）は約30,000人と見込まれますが、今後、現状の人口維持を基本に、各種施策を積極的に推進することにより、2020年度（平成32年度）の目標人口を33,000人と想定します。

## 第6章 産 業

産業構造が大きく転換しているなかで、地域経済を活性化していくために、時代の変化に柔軟かつ的確に対応した産業振興を図り、産業と観光施策などと連携し、本町の持つ優れた自然環境と調和した新たな産業発展の仕組みづくりを展開していきます。

農林漁業については、多様な担い手の育成・確保していくとともに、地場産物の消費を拡大するために生産物の付加価値を向上させ、安定した生産基盤をつくる必要があります。

商工業については、消費者のさまざまな要望などにこたえることができるサービス機能を強化していくことにより、独自性や個性が生まれることが期待され、高度情報化社会に対応した新たな産業環境の創出に努めていくことが必要となってきます。

また、町民などの自発的な活動を支援していくことにより、新たな視点での産業の活性化に取り組んでいくことが望まれます。

## 第7章 土地利用

まちづくりに向けて、これまで築き上げてきた良好な居住空間など、地域ごとの特性を活かし、豊かな自然環境と共生した土地利用を進めていくための方向性を示すものとして、次のようなゾーンに区分します。

### ●自然環境ゾーン

高麗山や鷹取山などの山並みや、それをとりまく緑地の自然環境維持、保全を図っていきます。

しかし、丘陵の麓などの地域においては、生活基盤上から都市的な土地利用には向かないものの、環境の保全や周辺への影響に十分配慮することにより、公共的な土地利用が可能な地域もあります。

また、農業振興地域内の農用地については、安全で新鮮な農産物を供給する場として維持・保全の促進を図るとともに、田園などの風景の保全に努めていきます。

### ●文化レクリエーションゾーン

海岸線一帯は海浜レクリエーション地域とし、海と親しめる憩いの場や民間施設との提携など、町民の余暇や観光資源として機能の充実を図ります。

また、運動公園や城山公園などを中心に一体的な活用を図ることにより、歴史、文化、スポーツなど、やすらぎやゆとりのある、ふれあい交流空間としての土地利用を図っていきます。

### ●市街地ゾーン

恵まれた自然環境との共生を図りながら、都市基盤の整備を推進し、地域特性に応じた住環境の整備を行っていくことにより、調和のとれた良好な市街地の形成を進めていきます。

商業地については、現状の地域を中心として、個性や特色を活かした魅力ある商業空間の形成を図っていきます。

また、新たな市街地の開発については、社会経済情勢の変化などにより、土地利用の転換が必要となった場合には、環境の保全や周辺への影響に十分配慮し検討していきます。



## 第8章 施策の大綱

まちの将来像である「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現に向けて、「自然とくらしとの共生」と「手づくりと創造」の2つの基本理念のもと、次のとおり5つのまちづくりの目標を定め、施策を展開していきます。

### 第1節 安全で安心なあたたかみのあるまちづくり

#### 1. 安全なまちづくりの推進

予測できない災害から、かけがえない命や財産を守るため、普段からの防火・防災意識の高揚と緊急時の対応知識の普及を図るとともに、緊急時に的確かつ迅速な対応ができるよう、防災体制の強化と消防・救急体制の整備を推進します。

また、地域ぐるみの交通安全対策や防犯対策を推進し、町民生活の安全の確保を図ります。

#### 2. 子どもを育てやすい環境づくりの推進

少子化への対応や女性の社会進出に伴い、安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりを促進します。

また、家庭・地域・行政が連携し子どもを育てていく体制づくりを促進するとともに、多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実を推進します。

#### 3. 高齢者の生きがいづくりの推進

これまでの知識・経験を幅広く活かした地域活動やボランティア活動などにより積極的に参加する機会を通じて、生き生きと生活できる地域づくりや仲間づくりの促進に努め、高齢者の生きがい対策や社会参加の充実を図ります。

#### 4. 健康づくりの推進

自らの健康管理に高い関心を持ち、自分の健康は自分で守り、自分でつくり上げることを基本に子どもから高齢者まで年齢に応じた、健康の維持増進と疾病予防を図ります。

また、医療機関と広域連携を図り、町民が安心できる医療体制の充実を図ります。

## 5. ころとふれあう福祉社会の充実

高齢者や障害を持つ人が、地域で自立した生活が送れるような支援体制の確立を図り、思いやりと助けあいによる福祉活動を活発にし、地域福祉の連携づくりの確立に努めます。

## 第2節 町民の力や知恵が集まるまちづくり

### 1. 交流とひろばづくりの推進

世代間交流や自治会、各種団体などの地域活動の支援を行うとともに、交流の機会を積極的に創設してコミュニティ活動の活性化を図ります。

また、まちづくりに対する人材育成や自主的なまちづくり団体の活動・育成・支援に努め、交流・参加型のまちづくりをめざします。

### 2. 開かれた町政と情報化の推進

さまざまな手段や機会を通じて、広報・公聴活動を充実するとともに、情報公開の一層の推進を図り、町民と行政が同じ問題意識を持ちまちづくりに取り組めるよう、情報の共有化に努め、町民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

### 3. 効率的な行財政の運営

多種多様な行政需要や地方分権の推進に的確に対応するため、長期的な財政状況を見据えるとともに、行政管理システムの構築、広域行政など効率的な行政運営に努め、積極的に行財政改革を推進します。

## 第3節 人と自然が共生する循環のまちづくり

### 1. 身近な自然環境空間の形成

高麗山や鷹取山などの豊かな山林や緑地、こゆるぎの浜などの美しい風景や貴重な生態系など、優れた自然環境の保全に努めます。

また、身近に自然とふれあうことができるよう、海岸や河川、里山などの人と自然がふれあい、楽しめる環境づくりを促進します。

## 2. 良好な地域環境の形成

町民、行政、事業者などあらゆる主体が適切な役割分担のもとに、それぞれに、または連携して環境保全や美化活動の促進を図ります。

また、生活関連施設としての根幹である公共下水道や合併処理浄化槽の整備・普及を推進するとともに、環境に負荷の少ないくらしや自然エネルギーの活用などを進め、身近な地域環境の保全を図ります。

## 3. 循環型地域社会の形成

環境にやさしいくらしの実現を図るため、町民、行政、事業者が協力し、家庭や事業所における廃棄物の再利用や、資源の循環利用などを進める循環型社会の構築を促進します。

# 第4節 心豊かな人を育てるまちづくり

## 1. 次代を担う人づくりの形成

児童・生徒の個性、能力、自主性を尊重し、教育内容や教育環境の充実を図ります。国際化や情報化などの時代に対応した教育を進めるとともに、地域との交流や体験学習など、多様な総合学習の機会を提供していくことにより、本町の特色を生かした人づくりを推進します。

また、児童の健全育成と子どもの居場所を確保するための環境整備を図り、学校、家庭、地域の連携により、青少年の社会参加活動や体験学習など、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ります。

## 2. ゆとりを育む生涯学習の推進

町民の一人ひとりが、自ら学び、活動することができるように、学習の場や学習情報の提供の充実を図ります。

また、さまざまな活動を通し、喜びや生きがいを見出すことができる環境づくりや心豊かな人づくりを推進します。

## 3. 誰もが尊重される社会づくりの形成

誰もがいきいきと暮らせる社会を実現するため、一人ひとりの町民が人権意識を高め、差別や偏見のないおもいやりのあるまちをめざし、人権啓発、人権教育を推進します。

また、男女共同参画社会の実現に努め、あらゆる分野で、能力や個性が発揮できる環境づくり

を進めます。

#### 4. 地域に根ざした文化の継承と創造

地域に根ざした郷土の文化財や伝統行事など、本町の持つ歴史や文化に誇りと愛着心を持ち、将来に伝えていく環境整備を図ります。

また、さまざまな文化活動を支援することにより、香り高い文化のまちづくりを推進します。

### 第5節 個性と魅力と活力のあるまちづくり

#### 1. 魅力ある空間の形成

安全で快適な暮らしやすい住まいの場を整備するとともに、魅力ある街なみの整備を促進し、そこに暮らす人、訪れる人がゆとりと活力を感じることのできるまちづくりを推進します。

また、町の中央部に位置する運動公園や城山公園などの施設の一体的な活用を図ることにより、町民のふれあい交流の空間としての整備を推進していきます。

#### 2. 快適に移動できる交通基盤の推進

安全かつ便利に移動できる町道の計画的な整備を進めるとともに、広域的な交通網としての国・県道の整備を促進します。

また、これからの時代にあった公共交通のあり方や、人が快適に移動できる交通対策に取り組みます。

#### 3. 活力と個性あられる産業の振興

地域経済の活力を生み出すため、地域資源を活かした産業や、歴史・文化などの資源を活かした観光施策などと連携し、活力ある産業振興を図ります。

#### 4. 資源を活かした特色ある観光の推進

恵まれた自然環境や歴史・文化的資源を観光資源として幅広く活用するとともに、観光基盤の整備を図ります。

また、観光情報の充実を図り、行政、事業者、町民が連携し、特色ある観光振興を推進します。